



取扱いをした場合や正社員への優先的応募の機会を与えない場合、厚生労働大臣が行う勧告に従うよう命令できる規定を新たに置きます。

以上述べて、趣旨説明とします。よろしく御賛同くださいますようお願ひいたします。

○委員長(鶴保庸介君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○柳澤光美君 民主党的柳澤光美でございます。

私は、民主党・新緑風会を代表して、内閣提出の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論をいたします。

反対の理由の第一は、差別的取扱い禁止の対象範囲が狭い上に、その要件が妥当性を欠く点であります。

差別的取扱い禁止対象範囲については、パート労働者の四、五%程度ではないかとの答弁からも分かるように、対象が非常に狭く設定され、これでは法案が成立しても、ほとんどのパート労働者にとっては処遇改善につながりません。安倍内閣が推進する再チャレンジ施策のためのアリバイづくりの改正とも言えます。

反対の理由の第二は、差別的取扱い禁止対象者以外に対する均衡待遇が考慮義務、配慮義務にとどまっている点です。

賃金についてはその均衡を考慮する義務、福利厚生についてはその均衡待遇を配慮する義務などがあり、その上、均衡考慮の対象となる賃金には通勤手当や退職金が含まれないこと、配慮義務の対象となる福利厚生には慶弔見舞金などが含まれないことなど、中途半端な均衡待遇規定となつています。特に、通勤手当のように職務を遂行するに当たって必要不可欠となる手当が均衡待遇の対象とならないことは問題であると考えます。

反対の理由の第三は、法案の実効性を確保するための体制の整備がされていない点です。

新たに設けられる均衡待遇に関する義務規定の違反に対する处罚は罰則規定が設けられていないため、法案の実効性は担保できないと考えます。

政府は、行政指導により実効性を確保するとしでいますが、これまでの雇用均等室によるパート労働法に基づく指導、勧告は過去五年間一度も行われなかつた実態から考えても、実効性が担保されるわけがありません。ただでさえ心もとない雇用均等室の業務遂行体制に紛争解決援助の規定に基づく助言、指導、勧告等の業務が追加されれば

雇用均等室がパンクすることは目に見えています。反対の理由の第四は、法改正に伴う正社員の労働条件不利益変更に対する懸念と、その対策の不備である点です。

パート労働者の待遇を正社員の待遇に近づけるため、パート労働者の待遇引上げではなく、正社員の待遇引下げで対処しようとする事業主が出てきたが、パート労働者の合理的理由のない不利益変更は許されないといふ一般法理を根拠に、そのような懸念には及ばない旨答弁していますが、果たしてそのような楽観的な姿勢で大丈夫なのか、正社員への不利益変更の禁止を法案に明示する必要があつたのではないか。

反対の理由の第五は、本法の対象とならないフルタイムパートに対する法整備が不十分である点です。

パート労働法の対象となる労働者は、同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い労働者と定義されるため、いわゆるフルタイムパートについては適用対象ではありません。考え方によつては通常の労働者に一番近いとも言えるフルタイムパートについて、その労働環境、均衡待遇が保護されないのでは欠陥法案と言われても仕方がありません。早急にフルタ

以上、申し上げまして、反対討論といたします。

○小池淳君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の立場で討論を行います。

本法案は十四年ぶりとなる改正案であり、多くのパート労働者が期待してきたにもかかわらず、その内容は、圧倒的多数のパート労働者の願う均等待遇とはほど遠いものとなっています。

以下、政府提案に反対する理由を述べます。

反対する第一の理由は、均等待遇への実効性が余りにも乏しいことです。通常労働者として均等待遇するとした八条の通常の労働者と同規すべきパート労働者の対象は、大臣が答弁したパート労働者の四、五%よりも少なく、しかも、その判断は事業主にゆだねるとしており、限りなくゼロに近いことが質疑の中で明らかになつてきました。また、九条の職務内容同一パート労働者の均衡待遇についても、勘案すべき点にパート労働者の意欲を盛り込むなど事業主の恣意的判断にゆだねたまま、いわゆるフルタイムパート労働者は、法案の対象にすらなつております。

第二の理由は、本法案が均衡待遇という考え方を取ることで、パート労働者の間に新たな格差、差別を持ち込み、それによって格差の固定化が生まれる危険性があることです。しかも、今回の法案を理由に、転勤や配転ができる正社員をパート化するなど、その待遇を悪化させ、労働者全体の労働条件を引き下げるに至りました。

政府提出案に反対する第一の理由は、差別的取扱いの禁止の対象となるパート労働者が極めて限られたので、厚生労働省も差別禁止の対象となる人數を把握していないという、ずさんで根拠のない法律であるからです。政府案は三つの高いハンドル、職務同一短時間労働者、人材活用、期間の定めのない労働契約をクリアしなければ差別禁止の対象とならず、多くのパート労働者を救済する内容とはなつております。また、差別的取扱いの対象には雇用主の判断に任せられ、既に差別禁止の対象には当たらないという事業主からの判断を言い渡されたパート労働者もあり、高い三つのハンドルをクリアしたとしても実効性が極めて低いものとなつており、大変問題です。

特に、期間の定めのない労働契約を差別禁止の対象にするることは、不安定な有期契約労働者が更に増加し、この法改正をきっかけに雇い止めや細

の円滑な遂行に資する施設利用は差別的取扱いを禁止すべきであります。

反対の第四の理由は、有期雇用労働者を均等待遇、差別禁止の対象から除外していることです。パート労働者の八割は有期雇用労働者です。有期雇用契約は、非正規労働者の雇用の不安定と低い労働条件を固定化する原因ともなっています。この有期労働者を継続的な業務に細切れ的に従事させ、安い労働力として使用するという雇用調整が放置されていることは重大です。

日本共産党は、人件費削減のための有期雇用は最初から認めず、何度も契約更新を繰り返すような労働者を禁止することなどを求めています。実際に均等待遇を実現するためには、有期雇用労働者を対象とすることこそ現実的な解決の道であることを確信するものであります。

以上申し述べて、討論といたします。

○福島みすゞ君 私は、社会民主党・護憲連合を代表し、内閣提出短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案に反対し、共産党・社会民主党提出の修正案に賛成する立場から討論を行います。

政府提出案に反対する第一の理由は、差別的取扱いの禁止の対象となるパート労働者が極めて限られたので、厚生労働省も差別禁止の対象となる人數を把握していないという、ずさんで根拠のない法律であるからです。政府案は三つの高いハンドル、職務同一短時間労働者、人材活用、期間の定めのない労働契約をクリアしなければ差別禁止の対象とならず、多くのパート労働者を救済する内容とはなつております。また、差別的取扱いの対象には雇用主の判断に任せられ、既に差別禁止の対象には当たらないという事業主からの判断を言い渡されたパート労働者もあり、高い三つのハンドルをクリアしたとしても実効性が極めて低いものとなつており、大変問題です。

特に、期間の定めのない労働契約を差別禁止の対象にするることは、不安定な有期契約労働者が更に出されました。少なくとも健康の保持又は業務

切れ雇用への不利益変更を余儀なくされる可能性さえあります。これではパート労働者の待遇が底辺に張り付けられ、格差が固定化することとなります。

第二に、パートタイム労働者の約七割は女性であります。四月から施行された改正均等法では、募集、採用、昇進に当たって転居を伴う転勤を要件とすることは間接差別として禁止されました。にもかかわらず、このパート労働法においては、配転、転勤の有無を基準とする日本型均衡処遇ルールを基に作られており、改正均等法の間接差別の概念が全く生かされておりません。

第三に、大多数のパート労働者が対象となる均衡処遇が努力義務にすぎないからです。実効性が期待できないばかりか、逆に差別禁止の対象ではないという理由で差別を放置しても許されるということになります。

第四に、福利厚生が厚生労働省令で定められた三つの施設に限定されるといふことも問題です。三つの施設以外にも、同じ職場で働く労働者として、業務の円滑な遂行に資する多くの福利厚生制度があります。これは、パートタイム労働者の現状を全く反映していない点が問題です。

パート法の審議中であつた五月二十一日、規制改革会議、再チャレンジワーキンググループ、労働タスクフォースが、「脱格差と活力をもたらす労働市場へ」という意見書を発表しました。内閣総理大臣の諮問である規制改革会議のワーキンググループの出した意見書は、有期雇用の雇い止め法理を否定する立法、同一労働同一賃金の否定、職種別賃金の否定など、具体的に提言しています。政府は、明確に労働者を守り、労働市場において女性の差別的取扱いがなされぬよう、パート法改正において指針を後退させないことや、均等待遇など明記するなどが必要でしたし、今後も毅然とした方針を示すべきです。

フルタイムパートの問題や有期雇用の問題など、厚生労働省は、問題視をしていながら何も手を打たないという態度も許せません。一九九三年

の法制定以降、初めての大幅なパートタイム法改正であり、大きな期待が寄せられてきました。しかし、今回の改正是、差別は正の実効性がほとんどのないばかりか、逆にパート労働者への差別や格差を拡大、固定化しかねないものであると言わざるを得ません。

社民党は、同一価値労働同一賃金の観点に立ち、パート労働者の均等待遇の確保、差別禁止の取組をより一層強め、すべてのパートタイム労働者と一緒に待遇改善のため、今後とも、政府に働き掛け、取り組んでまいります。

また、共産党と共同提出した修正案については、パートタイム労働者全体の待遇改善を一步進める以上、両案に対する討論といたします。

○委員長(鶴保庸介君) 他に御意見もないようですが、取り組んでまいります。

これまでより短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、小池君提出の修正案の採決を行います。

○委員長(鶴保庸介君) 少数と認めます。よって、小池君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴保庸介君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、足立君から発言を求められておりますので、これを許します。足立信也君。

○足立信也君 私は、ただいま可決されました短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案に対する

附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、本法の内容について、事業主、労働者等に対する周知徹底に努めるとともに、均等・均衡待遇の確保のためにるべき措置等について具体的かつわかりやすい事例を示す等、事業主に対する指導を行うこと。特に、差別的取扱い禁止の対象となる短時間労働者の要件については、雇用の実態を踏まえ、労使双方にとつて公正な運用が行われるよう十分分配慮しつつ、その範囲が明確となるよう、判断に当たって必要となる事項等を示すこと。また、短時間労働援助センターによる助成金の支給等により、事業主に対し、十分な支援に努めること。

二、短時間労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保を更に進めるため、参考となる先進的な雇用管理制度のほか、職務分析の手法や比較を行うための指標(モノサシ)について内外の情報を収集するとともに、事業主に対し、それらを提供することにより、その取組を支援すること。

三、法の実効性を高める観点から、都道府県労働局の雇用均等室においては、事業主に対する報告徴収をはじめとする行政指導の強化や調停の活用を図ること。また、本法の円滑な施行を図るために、都道府県労働局の雇用均等室等について、専門家の配置を含めた体制を整備すること。

四、いわゆるフルタイムパート(所定労働時間が通常の労働者と同じである有期契約労働者)についても本法の趣旨が考慮されるべきであることを広く周知し、都道府県労働局において、相談に對して適切に対応すること。

五、正社員の労働条件について、本法を契機と

して合理的理由のない一方的な不利益変更を

行うことは法的に許されないことを周知する

とともに、事業主に対して適切に指導を行うこと。

六、長時間労働が常態化している男性正社員の働き方の見直しを含め、短時間労働者と通常の労働者の双方において、仕事と生活の調和の実現に向け、仕事と家庭の両立がやすい職場環境の整備を進めること。あわせて、短時間正社員制度が社会的に定着するよう一層の取組に努めること。

七、昭和六十一年度の税制改正により、百三万円を境とする所得の逆転現象が解消されるにもかかわらず、今なお、就業調整が相当の労働者によつて行われている現状にかんがみ、誤解に基づく就業調整が行われることのないよう、短時間労働者や事業主などに対する現行税制についての周知徹底に努めること。

八、正社員以外のあらゆる労働者の待遇の改善を図るため、その労働条件及び雇用管理状况の実態把握を行うこと。

右決議する。

○委員長(鶴保庸介君) ただいま足立君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(鶴保庸介君) 全会一致と認めます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でござります。



で、ちょっとその辺が分かりにくい点があるんですね。

そこで、まず発議者の皆様方に児童福祉法と児童虐待防止法とのかかわり、どのように整理して法案を検討していくらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○衆議院議員(やまぎわ大志郎君) 先生の今御指摘のとおりでございまして、昨今の日本の状況というのを見ると、児童虐待というものが本当に頻繁に起こるようになってしまっていると、そういう社会情勢を受けた上でこの児童虐待防止法というのが制定された経緯でございます。

御質問のとおりに、児童福祉法というのは児童の健全な育成にかかる措置全般を定めたものであります。この児童虐待防止法は、その児童虐待に特化して、その枠とまた並列のような形で作った法律と理解すればいいんじゃないかなと思つております。

具体的には、児童虐待防止法では、児童虐待の定義、通告制度、児童の安全確認、その他の児童虐待を受けた児童の保護のための措置等が具体的に定められています。一方で、児童福祉法の方では、児童の一時保護、児童虐待を受けた児童の施設入所措置、児童虐待を行った保護者への指導等が定められています。

いずれにいたしましても、児童虐待防止法と児童福祉法が、この措置、連携、連動することによって初めて児童虐待の防止等に関する施策が推進されるものと考えております。

○清水嘉与子君 今御説明のことなんですが、児童虐待防止法では保護者あるいは同居人による虐待と、どちらかといえれば家庭の中で起きてくる暴力、虐待のことが中心になるように思いますが、最近では児童福祉施設の中におきます虐待というのがかなり問題になっているわけでございます。

幾つかの事例がもう挙がっていると思いますけれども、職員による暴力でありますとか、あるいは職員による性的な不祥事というようなことが

ニュースに上がっているわけでございまして、もちろん保護者という中には、現に監護していると

いう意味から福祉施設の職員等も読めないことないですけれども、しかし、例えば高齢者虐待防止法のように、家庭も施設も、そこにおきます虐待問題について両対象にするということもある

のではないかと思いますけれども、今回の改正法審議の中では、この問題についてはどんなふうな御議論があつたのか、お伺いしたいと思います。

○衆議院議員(高井美穂君) 実は、今回の改正案の作成に当たっては、前回、平成十六年度の改正のときに積み残しとなりました二つの課題、児童の安全確認と安全の確保を行うための方策と、あと親権喪失の制度の在り方に関するものと、この二つの大きな問題に大変時間を要しました。そして、児童福祉施設内における虐待事例に実はどう対応するかということについて、十分な時間を取つて検討することができなかつたという反省もござります。

ただ、委員御指摘のとおり、本当に児童福祉施設内での虐待は深刻な問題となつてゐるというこ

とをすべての委員が承知をしておる中で、その中で今回の改正案の附則の二条二項において、政府に対し、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策の検討を行わせることとしているというふうに入れられてあるところをございます。

○清水嘉与子君 今後の問題かと思ひますけれども、やはりそういうところで働いてる職員の処遇の問題でありますとか、それからやつてゐる仕事の中身からいきまして、職員自身もいろんな意味で心の病を得たり、いろんな問題があるかと思ひます。いまして、将来の問題、これから問題としてやはり少し御検討もいただかなきやいけないかなと

いうふうに感じてゐるところをございます。

次に、前回の改正のときに、十六年の改正のときには、ちょうど岸和田の事件があったときだったんですよね。だもんですから、虐待を受けている児童の安全確保のために速やかに警察官に援助を

求め、立入調査をするようにすべきだという大変強い議論がある一方で、しかし、裁判所の許可なく警察官が立ち入りることについてはやっぱり憲法三十五条との問題もあり、これは少し慎重にするべきじゃないかといった議論もありました。結果的には今のように警察署長への援助要請、そして

警察官の職務執行法等、現行法の枠内で立入検査でございますけれども、つまりそれは今の現行法というふうな、収まつた経緯がございます。

さらに、このたびは裁判所の許可を取り付けて立ち入ることができるようにする改正をするわけでは対応できないような問題が出てきているからなのかなという感じもするんですが、その辺の実態を教えていただきたいと存じます。

○衆議院議員(伊藤涉君) 委員御指摘のとおり、現行法の枠組みにおきましては、御指摘のとおり、児童の安全を確認するための手段として児童虐待防止法に基づく立入調査が、また児童の生命、身体に危害が切迫した場合には警察官の職務執行法に基づく立入りが認められているところでござります。

しかし、昨年実施された約二百件の立入調査のうち、保護者の執拗な反対、扉の施錠等によつて立入調査ができなかつた事例が十件弱程度あつたことからも分かりますように、現行法の枠組みでは児童の安全確認又は安全確保が困難を極める事例もありますし、このような事例にどのように対応するかが問題となつてきたところでございま

す。

この問題は平成十六年の法改正時におきまして

も、今御指摘のとおり議論されたところでございまして、同改正法では、その附則に、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、これについて検討をし、必要な措置が講ぜられるものと規定をされましたところがございます。

今般の改正案では、この検討条項を受けまして、裁判官の許可状を得て、必要とあれば解錠等の実力行使を伴う臨検、捜索の制度を設けることとし

ております。これまで、これにより現行法の枠組みでは立入調査ができないような事例に対しても十分に対応できるようにして、児童の安全確認又は安全確保を一層確実なものとしようとするものでござります。

○清水嘉与子君 改正の御趣旨は分かつたんですけども、今回の改正によりまして、虐待のおそれはないにもかかわらず、例えば単に不登校でありますとかあるいは学校に行かせていないというだけでも虐待が疑われ、そして出頭要求でありますとか強制入りといった事態にならないだろうかといったような心配も実は行われているわけでございまして、そういう心配に対してどんなふうにしてお答えしたらいいでしょうか。

○衆議院議員(石井郁子君) 不登校の状態の子供の問題につきましては慎重な対応が求められるというふうに思います。

児童の健康、安全への配慮を怠つてゐるというような場合には、児童虐待防止法二条三号に規定しておりますその他の保護者としての監護を著しく怠ることに該当すると考えられるわけでございます。しかし、保護者が児童の状態を見ながら適切な監護を行つてゐる、そういうようなケースももちろん多いわけでござりますから、単に不登校であると、学校に行かせていないといふことをもつて児童虐待とされることはないと考えております。

この点につきましては、不登校であることでもつて児童相談所に通告がなされるということが全くないとは言えないということがあるものの、今回の改正案におきましては、通告を受けた児童相談所等に対して、学校の教職員らの協力を得つつ、通告があつた児童との面会等の措置を講ずることを義務付けております。適切な監護がなされて

いるケースについては、それらの措置がとられた段階で児童虐待がないということが明らかになつて、出頭要求や立入調査に至ることはないと

考へておるところでございます。

○清水嘉与子君 そんな、そういう御心配には及ぶませんということはつきり申し上げられるかと思いますけれども、そういう心配もありますと

いふこともお伝えしたいと思います。

それからなお、虐待されているおそれがあると

いうことで立入調査をする、そしてさらに次には

また再々出頭要求をし、そしてまた拒否されたら

今度は臨検、搜索というふうになつてゐるわけでござりますけれども、この立入調査というのと臨

検、搜索、実態的な違いがありますか。

○衆議院議員(やまぎわ大志郎君) これは、立入

調査というのは、これ行政調査でござりますので、

実力行使というものを伴わない、罰則という間接的規定を設けたことによってその実効性を担保

しようとするものであります。

臨検、搜索というのはこれに比べまして実際に物理的な実力行使を伴うものでありますと、具体的には解錠等を行うという、かぎを開けてしまう

というようなことを拒否された場合にそいつた実力行使を伴うものであるという区別でございま

す。

○清水嘉与子君 この立入調査のときにも、これまでのあれでも、虐待されているおそれが本当に緊急なものであれば、これ、かぎを開けることができるよう仕組みになつてゐるわけですね。

私、臨検とか搜索という言葉が、する人がこれやっぱり児童相談所が前面に立つてやるわけですよ。職員は児童相談所の職員ですよね。そういう中で、強権的に、強制的にするんだというお話ではござりますけれども、そういう言葉を使わなきやいけないのかなというのをつても私は疑問に思ひまして、できれば、実際にはそういうことになるのかもしけませんけれども、実態として余り中身は変わらないんじやないか、そうするとわざわざこういう言葉を使わないでいいんじやないかなという気がいたしたものですから。

これはどうしてもこういう言葉を使わなきやいけないのでしょうか、ちょっと教えていただきた

いと思います。

○衆議院議員(小宮山洋子君) やはり、実力行使を伴う立入りにつきましては臨検という言葉を使

うのが通例であるということなんですね。私も、

清水議員がおっしゃるように、こういう物々しい言葉は余り使いたくないと思ったのですが、ただ

議論をしている中で、超党派で議員立法で作りま

したけれども、私たちの中でもこれは福祉が前面に立つてあくまでも子供の安全を確保するため

ということです。ただそのときに、どうしても児童

相談所の人だけではなくなか立ち入れない困難な

ケースに、例外的なそういう場合において警察の

援助を受けて子供の安全を確認し、安全を確保す

るために今回設けたことでござりますの

で、言葉は物々しいですが、あくまでも、警察権

もがずかずかというよりは、福祉的手法でやると

ころを警察がバックアップをして、例外的にどう

してもしようがない場合においてこれをやるとい

うことで、言葉遣いにつきましては、これは法律用語でござりますので、御了解をいただきたいと

いうふうに思つております。

○清水嘉与子君 これ、同じ児童虐待防止法の中の法律用語なんでしょうかね、ちょっとその辺は

それから、今度の改正では、まず出頭要求あり、

そして駄目だつたら今度は立入りをし、そして拒否されたらまた再出頭要求をし、拒否されたらま

た今度は臨検、搜索と、それには裁判所の令状、許可状が必要と、こうふうになるわけですけれども

も、何かこれだけ見ているとすごい時間が掛かります。なかなか気がしてならないんですけれども、本当にもうせつば詰まつた状況の中で、こういう手続を

ごめんなさい。通告しませんで、申し訳ありません。○衆議院議員(高井美穂君) 今回の改正で、現行

が困難なケースが存在するということを踏まえて、今回新たに司法の関与による立入検査を制度化したわけでございます。

清水委員がおっしゃられる趣旨というのは大変私たちも議論をいたしまして、今回の改正の施行後、大多数のケースについては引き続き現行の立入検査により対応するものでありますと、強制的な解錠を行つて立入検査はあくまでも例外的な措置として、従来の制度では対応困難なケースに限つて実施をいたすこととしております。

新制度によるこの手続がどの程度日数を要するかということに関しては、大変個別のいろいろな事情に応じて異なるというふうに想定されるため、具体的に何日とか申し上げることは大変困難ではあります。いずれにせよ、本当に御指摘がありましたが、いざれにせよ、本当に御指摘があるとおり、関係者がやつぱり連携をして、迅速に、できるだけ子供を早く助けるため手続等を進めることができることでございまして、改正法が成立した暁には、現場における円滑な制度の運用がなされよう、関係省庁が連携し、立入検査の実施に関するマニュアル等を作成して、それによりできるだけ迅速な対応をすることを期待をしておるところでございます。

○清水嘉与子君 これ、厚生労働省で虐待による死亡に聞いております。厚生労働省で虐待による死亡

例を検証しておりますと、これ十六年には五十八

例、同じような件数の人たちが虐待されて亡くなつてゐるわけでござりますけれども、この厚生労働省の検証によりますと、五十八例中児童相談所がかかわっていたのは三三一%、三分の一ですね。

あと三分の二は、あとは学校で虐待を疑つてた

厚生労働省においては、今年度より、生後四か月まで全戸訪問事業、略称ですが、こんにちは赤ちゃん事業というのもスタート、普及を図ります。

厚生労働省においては、今年度より、生後四か月まで全戸訪問事業、略称ですが、こんにちは赤

ちゃんと、そこで発見に努めることが重要であると考えております。

厚生労働省においては、今年度より、生後四か月まで全戸訪問事業、略称ですが、こんにちは赤

ちゃんと事業というのもスタート、普及を図ります。

月まで全戸訪問事業、略称ですが、こんにちは赤

ちゃんと事業といふふうに、そこで発見に努めることも、そこでも児童相談所につなげなかつたとか、ある

いは全くそういう問題はないんじやないかというふうに思われていたような事例でござります。

つまり、事前にそういう、そこまでいく子供でもほとんどの把握されていないというのが実態なんですね。

○清水嘉与子君 今おっしゃいましたように、前回の改正で児童虐待にかかる通告義務を非常に拡大したことあるんだと思いますけど、確かに児童相談所が対応した件数も年々増えている。恐らく顕在化しているんだろうと思いますけど、三万四千四百七十二、十七年ですが、そういうふうになつてゐるわけでございます。

やつて把握するかというのがかぎになると思うんですけれども、この辺については何か有効な手段がありますでしょうか。

○衆議院議員(伊藤涉君) 厚生労働省が実施しました死亡事例の検証報告、これを見ますと、今委員御指摘のとおり、平成十六年の死亡事例では、五十三事例中児童相談所がかかわつていなかつた事例は約七割、三十六事例に上つております。したがつて、虐待死のリスクの高い乳児期の子のケー

スについて早期に把握をして介入をしていくことが重要であると認識をしております。

まず一つ目の通告の体制、この強化という観点からは、前回、平成十六年の改正によりまして、とりわけ虐待死のリスクの高い乳児期の子のケー

スについて早期に把握をして介入をしていくこと事例は約七割、三十六事例に上つております。したがつて、虐待死の危険性のあるケース、

事例は約七割、三十六事例に上つております。したがつて、虐待死のリスクの高い乳児期の子のケー

スについて早期に把握をして介入をしていくこと

この検証の中でも、特に病院等その虐待児発見の機会の多いところはしつかり通告しろみたいなこと書いてございましたけれども、特に病院だと保育所だとか学校、幼稚園、こういった虐待児をもう発見する機会の多いところで早くきちんと通告してもらいうようなどをもう少し徹底しなきゃいけないかなというふうに感じがしておられます。

確かに市町村等もその通告の先になつたわけでございますけれども、例えば何があつて、警察たつたら一〇番というのがあつて、そこに連絡できるわけですね。ところが、児童相談所、市町村、何とかんとか言って、なかなか何番、どこにしていいか分からぬ。確かに私たちも余り、児童相談所って大体引っ込んでるところにありますし、行つたこともない人がたくさんいると思うんですね。例えば、虐待何番、一〇〇番でも何でもいいんですけど、何かそんなようなことをして、それ子供だけじゃありませんね、今障害者もあれば高齢者もあればDVもある、いろんな問題があつたときに、やっぱり緊急性を要するときにそんなことをしたらどうかななどいう感じもいたしますけど、そんなのどうですか。

○衆議院議員(石井郁子君) 児童虐待防止法の第

ござりますけれども、例えば何があつて、警察たつたら一〇番というのがあつて、そこに連絡できることでございますけれども、疑わしいとござりますけれども、例えば何があつて、警察たつたら一〇番というのがあつて、そこに連絡できるわけですね。ところが、児童相談所、市町村、何とかんとか言って、なかなか何番、どこにしていいか分からぬ。確かに私たちも余り、児童相談所って大体引っ込んでるところにありますし、行つたこともない人がたくさんいると思うんですね。例えば、虐待何番、一〇〇番でも何でもいいんですけど、何かそんなようなことをして、それ子供だけじゃありませんね、今障害者もあれば高齢者もあればDVもある、いろんな問題があつたときに、やっぱり緊急性を要するときにそんなことをしたらどうかななどいう感じもいたしますけど、そんなのどうですか。

○衆議院議員(石井郁子君) 児童虐待防止法の第

五条では、児童の福祉に職務上関係のある者は児童虐待の早期発見に努めることとされおりまし

て、具体的には、学校的教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士というのが明記され

ているところでございます。このほか、歯科医師などもその職務上児童虐待を発見しやすい立場に

あると。それで、第五条の児童の福祉に職務上関

係のある者に該当すると理解するところで、近年、児童虐待対応のためのマニュアル策定など自主的

に取組が行われているということは承知しております。

一層児童虐待問題について関心を持っていたいだき

ますから、今後はこうした職種の方々にもより

ます。ですから、今後はこうした職種の方々にもより

ます。児童虐待問題について関心を持つていただきたいと。国や地方公共団体において要保護児童対策地域協議会への参加を求める、そういう取組を

進めしていくことも大事だというふうに考えているところでございます。

平成十二年の児童虐待防止法の制定以来、児童虐待についての一般の方々の意識が大変深まってまいりました。虐待通告もそれで増加していると

ころは御案内のとおりですけれども、疑わしいと思つたらやっぱりちゅうちょなく通告できる体制づくりというのはより一層求められているという

ふうに思つております。前回の改正の際に市町村が通告先に加えられまして、一般市民も参加できる

わけです。が、そういう体制強化が図られたところ

であります。

更にというか、より迅速に実施されるように、委員から御指摘のように、児童相談所ってなかなか

か遠いところにあるというお話をありましたけれど、虐待対応窓口の周知徹底を図らなければいけ

ませんが、その前に先立ちまして児童相談所の運営指針

というものが改定されておりまして、児童の安全確認については、児童を直接目視することにより

行うことを中心とする、こういうものがもう既に改正が行われているという事実もございまし

て、これらによつて虐待事例の深刻化を防ぐことが期待されるところであります。

○清水嘉与子君 今度の改正によりまして、通告を受けた市町村あるいは福祉事務所の長、さらに児童相談所所长、その通告受けたら必ず安全確認

のために必要な措置を講ずることがこれ義務化されたわけですから、これ今まで努力規定

だつたわけですね。これが義務化されまして、ども、この附則に三年後の見直し規定が付けられ

ております。まだくさんの思いがあつて皆様方もお付けになつたのかなと思うんですけれども、

この三年後の見直し規定の思いを少しお伺いしたい。それで私は質問を終わりたいと思います。

○衆議院議員(高井美穂君) 前回の改正の、平成十六年の児童虐待防止法の改正時においては、児童の住所は居住における児童の安全の確認又は

安全の確保を実効的に行うための方策と、親権の喪失等の制度の在り方と、この二点が積み残されました

たことはさつき申し上げました。そして、このう

ち前者について、今回この臨検等の制度の創設が

改正案に盛り込まれたわけでございまして、後者

について結論が今回得られることができませんで

した。超党派の議員のこの児童虐待防止法の見直し勉強会としましては、親権の一部停止、一時停

止制度の必要性の問題も含め、親権制度の在り方

について議論が今回得られることができませんでした。

○衆議院議員(やまとぎわ大志郎君) 委員御指摘のとおりに、現行の八条にもこの努力義務規定として安全確認を行うということは決められているわ

けであります。が、実際にそういう規定があるにもかかわらず、児童虐待による子供たちの数

というのはある一定数まだ残っているところであ

ります。そこで、そのことを受けまして、今回この努力

府が親権に係る制度の見直しについて検討を行

進めいくことも大事だというふうに考えているところでございます。

義務規定を義務規定と一段強いものに変えさせていただいだわけでございます。

具体的には、安全確認を自視、面会等によつて

確実に行うということを義務付けるものでありますから、当然のことによりまして確実に発見が

行われ、そして児童虐待の実態というか措置です

でございます。

そういうわけで、三年後の見直しということ、

その親権制度の在り方、この三年間の間に法制審

の方で深い議論をしていただく。家族の在り方、

親の在り方、様々な地域の在り方、家庭の在り

方、広い意味で議論していただいて、三年後にな

た前向きな結論が出せればという趣旨で、今回こ

の問題が議論されることを期待しておるところ

でございます。

そのものが大変民法の改正にわたり得る広いものでござりますから、法務省の法制審議会等においてこの問題が議論されることを期待しておるところ

でございます。

ございます。

その親権制度の在り方、この三年間の間に法制審

の方で深い議論をしていただく。家族の在り方、

親の在り方、様々な地域の在り方、家庭の在り

方、広い意味で議論していただいて、三年後にな

た前向きな結論が出せればという趣旨で、今回こ

の問題が議論されることを期待しておるところ

でございます。

その親権制度の在り方、この三年間の間に法制審

の方で深い議論をしていただく。家族の在り方、

親の在り方、様々な地域の在り方、家庭の在り

方、広い意味で議論していただいて、三年後にな

た前向きな結論が出せばという趣旨で、今回こ

の問題が議論されることを期待しておるところ

でございます。

その親権制度の在り方、この三年間の間に法制審

の方で深い議論をしていただく。家族の在り方、

親の在り方、様々な地域の在り方、家庭の在り

方、広い意味で議論していただいて、三年後

置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」これがいわゆるネグレクトを指していると承知をしております。

○櫻井充君 これは書き方によるんだと思うのですが、今四つのものが一般的に言われているわけであつて、むしろそれを定義の中できちんと書いてしまつて、その補足説明みたいに書いた方が本当は分かりやすいんじゃないのかなと思つているところがあるんですよ。

それはなぜかというと、あるテレビ番組で、たしか子供さんが九人ぐらいいらっしゃった方で、それで、おなかから以下熱湯に入れて、何とか年金か何かをせしめようとした家族がいました。そのときに、この両親にはその親権がないと判断され、ある施設に行つたんですけれども、その施設の長の方が、ほかの子供さんは虐待を受けた形跡がありますかというレポーターの質問に対しても、体に傷がないのではほかの人たちは虐待を受けていなかつたと思いますと、そういうレポートだつたんですよ。たまたまその番組にいたもんですから、ちょっとコメントさせていただいたのは、ネグレクトというのがあって、体に傷がないから虐待を受けないわけじゃないでしようねという話をしたら、そのレポーターの方が、長男に対しては極めて教育熱心ではあつたけれども、あとはほかの子たちに対してはもう全く育児放棄のような状況であったと。

つまり、これは僕は、やはり結局は、長男を除けばすべてが虐待を受けていた事例だと思いますが、その施設の人ですら、そこでそういう形でプロでやられている方すら、そういったことに対する認識が、僕はあるレポートを見ていて不十分なんぢやないだろうかと。

そうすると、せっかく法律を作った際に、もう少し分かりやすくするために、こういうふうにまず四型に分類されるんですけど、体に傷がなくとも虐待を受けている場合があるから、ちゃんとそこは理解してくださいというような作りにした方

が、これは法律上書くのか、あとはパンフレットのようなものでやるのか、もう一度これは検討が必要だと思いますが、一般的に今の法律の作り方が極めて分かりにくいので、役所にやつてもらうと、議員立法のときにはもう少し素人でも分かるように書かれた方がいいのではないかなど、そういう感じがしております。

もう一例、私のところにこの間インターネットで来られた大学生の子供さんですが、親から、これは言葉の暴力だと思いますが、子供が喜んで帰つても何が悪い、かにが悪いとさんざん責められて、その子供さんはもう笑顔を失い、高校一年から不登校になりました。その後引きこもりまして、それでも本人は、これじゃ駄目だと思つて、結局大検を通つて四年遅れて今大学につつて、いらっしゃいます。本当に能面のようなんですよ、表情が全くない。それはなぜかというと、家に帰つて喜んだ顔をすると親が不機嫌になると、そういうことがあるわけです。

ですから、そういうもの、そのもの自体も基本的に言うとこれ虐待でして、その人たちに対してもどういう形でアプローチをしていくのかといふことをもう少し社会の中で認識してもらうために、この辺のところをもう少し工夫する必要性があるのではないかなど、そういう感じがしております。これは感想です。

それからもう一つ、じゃ、ちょっと順番違います。児童虐待の早期の発見のために、特にネグレクトなんですが、歯科診療が極めて有効な場合がございます。

お手元に資料をお配りしておりますが、これは東京都のホームページに載つておりますが、齶歯の所有率が全然まず違うと。つまり、虐待を受けていることを被虐待児と一般児と比較していただくと、まず虫歯の所有率が違つていると。それからもつと違うのは、一人の平均の未処置の歯の数でして、これはもう圧倒的に違うわけですね。体に傷がある場合には、我々のような内科医でもそれはよく分かりますし、私は今まで保育所の

嘱託医をやつておまりまして、そうすると、体に傷  
があつたりとか、それからひどいアトピー性の皮  
膚炎があつたりすると、なぜこういうことになつ  
ているんだろうかと、ここのが族はどうなのかと  
いうことを尋ねているんですね、保育所の関係者  
に。ただし、それは体の表面上何かあつた場合に  
は我々は分かりますが、ところが、ほかのことにつ  
いては全く分からない。

これは子供を育てた経験がある方よくお分かり  
ですが、親が何もしないと、子供に一番影響が出  
るのは恐らく歯だと思うんですね、自分で歯磨きを  
できませんから。そうすると、ここに出てきている  
ような数字上の結果になるので、歯科健診とい  
うのは僕は極めて有効なんだと思つてゐるんで  
す。

一枚めくつていただき、じゃ健診制度って今  
どういうふうになつてゐるのかというと、一歳六  
ヶ月と三歳は、これは子供というのはこれ厚生労  
働省の所管になるらしく、これは母子保健法でカ  
バーされているんですね。これは医科の健診も歯  
科の健診も受けられると。

ところが、四歳以降はどういうふうになつてい  
るかというと、学校、幼稚園に行つていれば、こ  
れは文部科学省の領域なので、学校保健法で年二  
回の健診を受ける権利があると。義務ではなくて  
僕は権利だと思ってます。

私が今嘱託をやつております認可保育園の場合  
には、これは厚生労働省の所管によつて児童福祉  
法の範疇に入りまして、年二回、やはり健診を受  
ける権利を有しております。

ところが、無認可保育園や未就園児というのは、  
所管省庁がないのですから、健診を受ける権利  
すら有していないと。これは、歯科だけではなく  
て医科の健診ももちろん受けられないわけです。  
そうすると、体に傷があるということを発見でき  
ればもつと早期に発見できるはずなのに、こうい  
う健診のシステムになつていることも僕はすごく  
問題なんぢやないのかなと、そういうふうに思つ  
んです。

その意味で、五条のところに早期発見等というふうに書いてあります。そこで、一つは、先ほど歯科医師はほかの職務に關係するからそれで読み込めるという答弁でしたが、東京都やそれから広島市、私が知っているだけでも二つあります。が、もっと多くの地域で実は児童虐待の防止のプログラムを作つてもうやつてあるわけですね。そうすると、それだけの取組をやつてある業界があつて、医師と歯科医師はこれは法律上全く別ですから、この条文の中に本来であれば歯科医師と書くのが私は筋ではないのかなと、そういう風に思いますが。

それと、もう一つは、今申し上げましたが、健診制度に不備があるので、こういつた問題についても是非取組をいただきたいなと思いますけれども、いかがでございましょう。

○衆議院議員(石井郁子君) 今御説明いただきましたように、歯科健診が児童虐待の早期発見に有効であるということは承知しておりますし、大分一般的な認識にもなつてきているかというふうに思います。

本当にいろいろ御説明いただきましたけれども、委員の方がいろいろ取り組んでおられて、こういう実態もお示しいただきましたことを本当に感謝申し上げますけれども、一応、私どもの提案の中では、第五条、「児童の福祉に職務上關係のある者」として、「学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士」という法律上直接規定されまして、歯科医師については、これは先ほども申し上げましたが、児童と接触し治療を行う機会が多いことから、通常は、児童の福祉に職務上關係のある者に含まれるという理解で今回は来たわけでございますけれども、今御提案でございますので、またこれは私どもとして受け止めで生かしたいと私個人的には思いますけれども、当は修正してほしいところですが、なかなか条文これまで委員長、いかがでございますか。

○櫻井充君 ちょっとその他大勢にされるのは僕は気の毒だと思います、ここは。ここは是非、本当は修正してほしいところですが、なかなか条文

上、いろいろ手続があつて難しいことは承知しておりますので、この次の改正のときにはこれは文書を入れてほしいのと、それから、早期発見のところでは非、乳幼児期の健診制度をもう一度きちんと見直していただきたいなと。小学校に入つてしまえば、あとはこれ学校保健法になりますので、健診は義務化、義務化も義務化ですが、健診を受ける権利を有しておりますけれども、今申し上げましたとおり、三歳以降入学前の部分は、変な話ですが、子供たちが所属しているところによって、健診を受ける権利を有している子供もいれば、その権利すらない子供たちがいるというところにすごく問題があるんだろうと思うんです。

先ほど、立入検査を行うとか様々なことがありましたが、むしろ健診制度をきちんとするとどういうことが起こるかというと、その健診を受けた

際にまず早期に発見できるというメリットがあるだけではなく、健診に連れてこない家族そのもの

自体に何か問題があるのではないかと。そうすると

と、今厚生労働省は四ヶ月の子供たちのところを

全部回るようなお話をありました、それよりも、

そういったところで来ない子たちに対して、家族

に対し、おかしいんじゃないかと思つて立入検

査をやる方がよほど効率的なんだろうと、そういうふうに思います。

ですから、その点では是非、ここ児童虐待の早期の発見等という中で、今の健診制度などをきちんと行えるシステムを、今の縦割り行政の中でい

うとなかなか難しいので、どこかで担保しなければいけないから、ちょっとそこら辺も御検討いただければ有り難いなと、そう思います。

○衆議院議員(やまぎわ大志郎君) 委員の御指摘は私もごもつともだと思って聞かせていただきま

した。

現行がどうなつているかというのをもう一度だけ整理させていただきたいと思いますが、現在は

母子保健法に基づく一歳六ヶ月児健診及び三歳児健診の中でも、歯科健診も併せてですが、行われております。また、一部の市町村において行われて

いる二歳児、四歳児、五歳児等の乳児に対する、歯科健診も含めてですが、健診というのが行われていると、さらに、御指摘のとおりに、学校保健

法に基づく毎学年の歯科の健診、健康診断等々が行われているという状況でございます。

また、それ以外に、こうした歯科健診の結果に

の実施が見られるほか、歯科診療歴をICカード化するといった先進的な取組がなされているとい

うのも聞いております。

地域保健と学校保健については、その実施主体

が異なることからなかなか確かに連携は難しいん

ですけれども、こうした先進的な取組が広がって

いくことを期待しておりますし、また、委員が御

指摘いただいたことは十分受け止めながら、これからまたしっかりと検討させていただきたいと思

います。

○櫻井充君 地域でそれぞれ取り組まれるという

ことは、それは地域で子育てをこの町は物すごく

一生懸命やりますということをいいことだと思いま

ますけど、地域ごとによつて子供たちが受ける権

利そのもの自体が違うということが僕は問題だと

思いますし、それから、これはどこの所管省庁だからというところが本当はすごく問題があります

てね。小学校に入ればその子供たちの健やかな健

康維持というのは文部科学省が責任を持つのかも

りません、第一義は基本的に親ですがね。です

が、そうしてくると、三歳までが厚生労働省で、

その先がという变成了ったときに、だれが本当に

児童虐待としてとらえる要件というのは、済みませんが、法律上どこに書かれていて、だれが

どうかも分からぬとか、そういうことも出てくることから、絶えず子供がだれかの前にきちんと

来てチェックできるというシステムをつくっておく

ことの方が私は早期発見に有効なんだろう

と思うんですね。

もう一つ、その前に戻つて、暴力を振るつた場

合、児童虐待としてとらえる要件というのは、済

みませんが、法律上どこに書かれていて、だれが

どのような形で判断されることになるんでしょう。

○衆議院議員(高井美穂君) 御指摘の件は、親が

児童に暴力を振るつた場合、通常は児童虐待防止

法の第二条第一号の、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることと。す

なわち、この身体的虐待に該当するというふうに

考えております。

その判断をどこが下すのかということにつきま

しては、一般的には児童の安全確認義務を負う市

町村、福祉事務所又は児童相談所長などが

に係る行為が児童虐待に当たるかどうかを判断す

て判断するんだということをよくやられていましたと

か未就園児がどうだとかいう行政のことではなくて、少なくとももう六歳まではだれかが面倒を

面倒という言い方はおかしいかな、きちんとした

面倒

で、少なくとも

もう

六歳

までは

だれか

が

面倒

で、

だれか

思いますが、お作りになられる側になるとどうおっしゃりますが、本当にこれで分かるのかなと。つまり、もしかの人たちに書かれるとするところ、このほかの、下にもう少し細かい要件を付けないと、ななかか伝わらないんじゃないだろうかなど。

もう一度申し上げますが、現場で、例えば保育所の人なら保育所の人がこの子に傷が絶えないといった際に、何をもつてして判断するかだと思います。親の方針で勝手にその辺で遊んでおけと、いつて自由奔放に遊んでいたら生傷が絶えないのかもしれないし、それが親が子供の子育ての放棄につながっているのか、自由奔放に育てるのかとか、そういう部分とというのは境界線つてすごく難しいんだと思うんですよ。

だから、そうすると何を規定していくのかといふと、最終的にはですよ、最終的には、僕の感覚で言うと、子供がきちんととした形で成長しているのかどうかというところに最後は行き着くのかなと。つまり、先ほど大学生の例を申し上げましたのが、精神的に何か病んでいるようなことがあるかどうか。例えば、ちょっととしたことでおびえるとか、そういう子供のところの、子供を見た上ででの判断ということの方が極めて大事になってきていて、そういう点でいうと、もう少し要件をきちんと足してやらないと、なかなか一般の人には分からなくなっちゃう感じで、是非、そこももう少し御検討いただければ有り難いなど、そう思いますが。

○衆議院議員（小宮山洋子君）　おっしゃるとおりだと思います。

ただ、櫻井議員もたくさん議員立法を作つていらっしゃるのでお分かりだと思いますが、法律にどこまで細かく書き込むかというのはもう刃の部分もございまして、法律では今回こういう形で書きましたので、あとは厚生労働省とか担当のところでしっかりとマニュアル、手引書とかいろいろな形で、大分児童虐待防止についても皆さんのお心も高まっているし、役所の方としてもいろん

な取組もしてきていますので、いろんなノウハウもある程度蓄積をされてきておりますから、法律でやる部分と、あと運用上しつかりとやっていく部分と、そこでかみ合わせていくことではないかなというふうに思つております。

○櫻井充君 それはおっしゃるとおりです。目的のところに、でも、その心身の成長及び人格の形成に重要な影響を与えるというふうに書いてあるわけですから、そのことが最大の問題なんですよね。別に暴力を受けようが何しようが、極論ですよ、これは、暴力を受けようが何しようが、人格の形成がゆがまないで真っすぐ育つて、ちゃんと社会できちんと生活できてしまえば実はいいのかもしれないけれども、問題になるところは一体何なのかというと、まさしくその目的のところに書かれているところであつて、我が国における将来世代の育成にも懸念を及ぼすことということなんだろうと思うんですよ。そうすると、子供のその部分に関してこういうことが考えられる場合とか、そういうことを置くことそのもの自体は目的に書かれているので僕は書くことは可能なんじやないのかなど、個人的にはそういうふうに思つております。

それから、その判断がどこが下すのかというところで、先ほどおられた挙げられましたが、先ほどちょっと資料を調べていたら、本当に日本のシステムでできるのかなど、これ済みません、通告しておりますんで。

これは大阪の例を挙げますと、日本の場合に、大阪府の場合には人口六百二十万いて、こここの子ども家庭センターなんですが、そこにワーカー一人当たりどのぐらいのケースを今受け持つっているのかというと、二百二十五ケース受け持つっていると。そのうち児童虐待が二十三ケースであると。ところが、アメリカの場合にはどのぐらいかというと、これは虐待ではないと思うんですが、二ヶース、それからほかの国々も、イギリスで一人当たり二十ヶース、それからニュージーランドが大体、非行も含めて三十ヶース、それから韓国

そうすると、日本のワーカーの方々の仕事量が極めて多くて、そこに判断を下せと言つても、なかなかその調査も何もできなくてすごく大変なんだろうと、そう思ふんです。そこはよく御存じだと思いますが。

その点について、今後の見通しとして、済みません、これ通告しておりませんが、予算とそれから人の配置、どのように変わっていくことになるんでしようか。

○衆議院議員（小宮山洋子君） 例えは、児童福祉司の数なども本当に足りないんです。

今回、ちよとやり残した部分として、親の指導のところをきちんと盛り込めなかつたということもあるんですが、これもソーシャルワーカーとか、ほとんどのいわけなんですね。ですから、ドイツなどと比べても三十分の一ぐらいしかそういう専門職がないといふこともございまして、ただ、それは言つていられませんので、先ほど申し上げたように、超党派でこうやつて立法をするとともに、やはり予算措置、そう一足飛びには行きませんけれども、予算の要求も超党派でやはりチームで行つておりますと、昨年の暮れにも厚生労働省と総務省に要請をいたしまして、わざわざ一つですけれどもそこのところを改善されるようにしていっているということがございますので、法律を作ることと、また予算措置など運用上そこをしっかりと勧かせていくことと、これは別に衆議院だけでやることではございませんので、是非、櫻井議員も御協力いただきまして、一緒にその辺りを要請をしながら、やはり少しずつでもそこを増やしていくかないと、人數が少ないからできないとは言つていられませんので、人數とやはり専門職の質を上げていくことと両方急務だということはこのかかわっている議員はみんな承知をしておりますので、可能な限りそこは議員として予算の獲得などにも働き掛けをし、今年度も初めて補正予算でもこの児童虐待に関するところを盛り込みま

○櫻井充君 本当に大変御苦労さまでございま  
す。敬意を表したいと思います。

そこで、もう一つは、どういう人が本当にカウ  
ンセリング等に当たつた方がいいのかということ  
でいうと、実際、今臨床心理士の方々が随分一杯  
いらっしゃるわけであつて、僕はその中の人たちの  
一部の人たちがある部分で特化してしまつてこの  
分野に関してやるようなシステムをつくっちゃつ  
た方がいいんじゃないかなと。

僕は臨床心理士会の敵のように思われていても  
ころがありますが、それは何かというと、やつぱ  
り医療の分野や、それからこういう虐待の分野で  
あるとか、それから労働のところであるとか、様々  
なところでやつぱりその心理的な部分でかかわっ  
てくるかかわり方というのは違うと思うんですね。  
よ。それを一律にすべての人に同じような形で資  
格を与えてしまうのはなかなか無理があるん  
じやないかなという気がしているんですね。

仮に、もちろん一律に全部国家資格を与えたと  
しても、その後、専門分化して専門性を持つたと  
ころで、それなりのまた資格か研修か分かりませ  
んが、やらないとなかなか難しいんじゃないのか  
など、そういうふうに思うんですよ。

そうすると、どういう人たちに対し今後やつ  
てもらうのかとか、その辺のビジョンを構築して  
おかないと、例えば今教育三法が議論されていま  
すが、どういう人材を育成していくのかというと  
ころにつながっていくわけであつて、社会の問題  
があるとすればこういう人たちが今後必要ですね  
と、それを、できれば、本来であればその検討事  
項の中に書き込んでくるというのがあると、私た  
ちはここまで検討しているんだということが分か  
ると思うんですね。前回の法律にはここは検討事  
項ですと書かれていると。

法律を読ませていたぐ中で、今、小宮山委員  
長から話がありましたが、親のカウンセリングで  
すよね。結局、暴力を振るった親がいて、その親

が変わらない限り、子供を幾ら一回保護し、子供のところのその心の傷がいたとしても、もう一つ、これ悲しいですが、見ていると、幾ら暴力を振るわれても、やっぱり子供は親が大好きなんですよ。そのところをやつぱり親は僕は理解してもらわないと困るなどと思うんですが、親のカウンセリング体制等をつくっていかないと、これは問題の本質はやっぱり解決しないんじゃないかな。

それと、おととい少年法の質問に立たせていましたが、少年法の中の二割が児童虐待を受けている子なんですね。そこの場でも、少年法の作り方は、非行を犯した少年に対しての健全育成の責任を第一義的には国が負うシステムになっている。そこのところをそういう形でやっているところに実は問題があつて、子どもの権利条約の十八条でしたつけそこに定められています。本来は、第一義は保護者が負うことになつていていますから、その点でいうと、もう少し、保護者に対する責任を共有する、強要するだけでは駄目ですから協力していく、何と言つたらいいかな、あなた方は駄目な親だからこちら側で矯正して何とかしますということではなくて、立場上いたらあなた方も社会の中ですごく苦労されているんでしようと、だつたらそのところはどうしていきましょうねという、やっぱりそういうふたつの検証結果、この中で、虐待により児童が死亡した家庭は、一つ、今委員御指摘されたとおりです。

〇衆議院議員(伊藤涉君) 今委員御指摘いただきたいのは、経済的困難者に対する生活保護等も厳しくなつていく中で、どういうことをやつていけばいいのかなとお考えでございましょう。

厚生労働省が実施をしました児童虐待の死亡事例の検証結果、この中で、虐待により児童が死亡した家庭は、一つ、今委員御指摘されたとおりです。が、一人親の家庭あるいは未婚の家庭が多い、あるいは地域社会との接触がほとんどない、また三つ目には、さつきおつしやつていただきました、経済的にも厳しい状況にある家庭が多いと指摘をされているところでございます。

〇衆議院議員(小宮山洋子君) 用意していないことには、さつきおつしやつていただきました、経済的にも厳しい状況にある家庭が多いと指摘をされておりまして、何割という形にはなかなか明瞭かになつていて、ということは御承知の上での御質問には、さつきおつしやつていただきました、経済的にも厳しい状況にある家庭が多いと指摘をされ

実施するに当たつては、こうしたハイリスクの家庭に対しきめ細かな対応が重要であると我々も認識をしております。御指摘のように、経済的困難を抱える場合には、児童扶養手当や生活保護などの経済的支援に確実につなげていくことも重要であると思ひます。

あるいは、育児不安や精神的不安定の場合など、児童虐待につながる事例について、虐待の未然防止を図る観点から、相談体制の強化を図つていくことも必要だと認識しております。一つは、地域子育て支援拠点の整備を図る、あるいは、先ほど申し上げたカウンセリングのシステムを早急にやらなきゃいけないですね。それはもう、昨日電話したところにそうお話しいただきました、そうすると、やはりその検討事項のところに書き加えていただきたいなど、そう思つております。

それはそれでもう仕方がないので、これは次に行くとして、もう一つ、資料のところの一一番最後のページを見ていただきたいんですが、虐待を受けている家庭の状況、これは東京都の福祉保健局からのデータになりますが、「人親家庭が三二%、それから経済的困難が三〇・八%、それから孤立、夫婦間不和、育児疲れというふうに続きますが、

それが変わらない限り、子供を幾ら一回保護し、子供のところのその心の傷がいたとしても、もう一つ、これ悲しいですが、見ていると、幾ら暴力を振るわれても、やっぱり子供は親が大好きなんですよ。そのところをやつぱり親は僕は理解してもらわないと困るなどと思うんですが、親のカウンセリング体制等をつくっていかないと、これは問題の本質はやっぱり解決しないんじゃないかな。

それと、おととい少年法の質問に立たせていましたが、少年法の中の二割が児童虐待を受けている子なんですね。そこの場でも、少年法の作り方は、非行を犯した少年の中에서도、その親との関係どうですかつまり、経済的困難が様々な面で社会をゆがめてになっているわけですよ。

そうすると、もう一つ早急にやらなければいけないのは、この経済的困難者に対する生活保護等も厳しくなつていく中で、どういうことをやつていけばいいのかなとお考えでございましょう。

〇衆議院議員(伊藤涉君) 今委員御指摘いただきたいのは、経済的困難者に対する生活保護等も厳しくなつていく中で、どういうことをやつていけばいいのかなとお考えでございましょう。

これまで適切に相談に応じることのできる体制が順次進められておりますが、一方で、質量ともに十分でないところも承知をしておりますので、予算面も含めて我々としても全力を尽くして、この辺を十分な対応が取れるよう拡大に尽力していきたいと考えております。

〇櫻井充君 ちょっと済みませんが、体制整備をしておりますというお話をですが、それでは、実際何割くらい体制が整備できたというふうにお考えなんですか。

〇衆議院議員(小宮山洋子君) 用意していないことは私が答えなければならないということになつておりますと、何割という形にはなかなか明瞭かになつていて、ということは御承知の上での御質問には、さつきおつしやつていただきました、経済的にも厳しい状況にある家庭が多いと指摘をされ

ておりまして、何割という形にはなかなか明瞭かになつていて、ということは御承知の上での御質問には、さつきおつしやつていただきました、経済的にも厳しい状況にある家庭が多いと指摘をされ

ておりまして、何割という形にはなかなか明瞭かになつていて、ということは御承知の上での御質問には、さつきおつしやつていただきました、経済的にも厳しい状況にある家庭が多いと指摘をされ

そこの中でも、今度は一人親家庭の中で併せて見られるほかの状況の上位三つを挙げてくださいと、これもうほどんど同じようなものが挙がつてゐるんですが、その第一位が経済的困難なんですね。つまり、経済的困難が様々な面で社会をゆがめてになっているわけですよ。

そこの中でも、今度は一人親家庭の中で併せて見られるほかの状況の上位三つを挙げてくださいと、これもうほどんど同じようなものが挙がつてゐるんですが、その第一位が経済的困難なんですね。つまり、経済的困難が様々な面で社会をゆがめてになっているわけですよ。

そこの中でも、今度は一人親家庭の中で併せて見られるほかの状況の上位三つを挙げてくださいと、これもうほどんど同じようなものが挙がつてゐるんですが、その第一位が経済的困難なんですね。つまり、経済的困難が様々な面で社会をゆがめてになっているわけですよ。

れまして、二〇〇四年に改正されて、今回二度目ということになるかと思うのですが、二〇〇〇年に児童虐待防止法ができて以来も児童虐待事件は後を絶ちません。〇五年度に児童相談所で対応した児童虐待相談件数は三万四千四百七十二件、これ九〇年からの十五年間で実に三十一・三倍ということがあります。この児童虐待防止法施行前の九年から六年間で約三倍になっています。法制定後七年たちましたが、なぜこの虐待が減らないのか、むしろ増加しているのか、その問題についての認識をまず伺います。

○衆議院議員(石井郁子君) 私も最初の児童虐待防止法から今までかかわってまいりまして、本当に法制定七年たつたなという感慨もございます。しかし、やっぱり法整備ができたことで随分前進した面はそれがあるというふうに思っていますが、そこはおきまして、まず児童相談所における児童虐待の相談件数は、平成十二年、今いろいろお話をざいましたけれども、一万七千七百二十五件から、平成十七年度三万四千四百七十二件と、ほぼ二倍でございます。引き続き増加の傾向にあると。

私たちも、その背景としましては、やっぱり家族化の進行、親子を取り巻く環境の変化等、養育力の不足している家庭が増加しているということは一つ否めないことがあると思います。それからもう一つが、今申し上げましたように、児童虐待防止法の制定及びその後の改正で、児童虐待にかかるこの通告制度が普及したことによりまして、関係者のみならず広く国民にこの児童虐待の認識が深まりました。児童虐待が疑われるケースの通告が大変増加したことにも考えられます。そのほかいろいろあるんですけども、やはり早期対応、早期発見というようなことの認識が深まりましたし、それから、先ほどの委員の質問の中でもありましたけれども、しかし虐待はやっぱり虐待の認識が深まりました。児童虐待が疑われると思います。

親が子にするというケーズが圧倒的なんですね。そういう意味での親へのケアとか指導ということがこれからの大変重要な課題だというふうに思つんすけれども、また社会全体の問題としての認識をまず伺います。

○衆議院議員(高井美穂君) 親が子にするというケーズとして持つていてるところでござります。

○小池晃君 そこで、要するに児童虐待防止法ですから、児童虐待がなくなると、少しでも減らしていくということが目的だと思うんですが、今回の改正によりまして、この間増加しているようなケースに適切に対応していくけるというふうにお考えでしょうか。そこについて説明をお願いします。

○衆議院議員(やまとわ大志郎君) 平成十六年に改正をさせていただいたときに積み残しになつておりました課題として、先ほど来答弁させていたるところを実効性を持たせるということにつきましては、ある程度これは進むものと私たちは考えておりま

す。具体的なものは先ほど御説明しております

ので割愛しますが、その立入りから臨検等々にま

で行くということでございます。

なお、御指摘のように、この児童虐待防止対策

の根本的な解決というのはこれは予防でございま

す。具体的なものは先ほど御説明しております

先ほども御指摘ありました。私の部屋にもメールやファックスが来ております。

ちょっと紹介すると、この方、現在、小の不登校の息子がいます。息子はアスペルガー症候群です。聞くところによると、この法案が通ると、不登校というのはネグレクトというふうにイコールにされて児童相談所の保護の対象になる可能性があると聞きました。学校へ行つてないからといつてそのような対象になるのは親子共々、正直不安です。どうか不登校イコールネグレクトといったようなことが法案で起こらないよう働き掛けくださいというようなメールが来ているんですね。ほかにもいろいろと同様の趣旨で来ています。

提出者にこういうことが起こらないよう運用すべきだというのは当然だと私は思うんですが、

こういう不安を抱えている方に心配ないんだといふことを是非御説明いただきたいと思います。

○衆議院議員(石井郁子君) いわゆるネグレクトとは、児童虐待防止法の第一条三号でこのように書いています。「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」といふくなっているわけです。

子供が登校を希望しているにもかかわらず保護者が登校させないというようなケースというのは、保護者としての監護を著しく怠ることに該当すると考えられますけれども、家庭内で不登校の子供の状態を見ながら適切な監護が行われているというケースが多いと思いません。本当に痛ましい事件の状態を見ながりますけれども、それはネグレクトには該当しないと言えると思います。もちろん、不登校イコールネグレクトと短絡的に考えて、不登校というだけで保護が必要と判断されることはあつてはならないわけでございまして、不登校の原因がネグレクトと疑われる場合は適切に確認されなければならないというふうに思っています。

今回の改正において、市町村福祉事務所の長及び児童相談所による児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認が努力義務だつたのを改めて、安全確認のために必要な措置を講ずることが義務化されます。

不登校の原因が虐待によるものかどうかという不安です。どうか不登校イコールネグレクトといつたようなことが法案で起こらないよう働き掛けくださいといふことは非常に重要なことだと思います。

提出者にこういうことが起こらないよう運用すべきだというのは非常に重要なことだと思います。我々も是非そういう立場でこれを是非御説明いただきたいと思います。

○衆議院議員(石井郁子君) いわゆるネグレクトとは、児童虐待防止法の第一二条三号でこのように書いています。「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」といふくなっているわけです。

子供が登校を希望しているにもかかわらず保護者が登校させないというようなケースというのは、保護者としての監護を著しく怠ることに該当する考え方を設置するなどの体制の整備が必要ではないかと思いませんが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(やまぎわ大志郎君) これは委員御指摘のとおりだと思います。本当に痛ましい事件が続く中で、私たちもそういう問題意識を持つて、不登校の原因がネグレクトと疑われる場合は適切に確認されなければならないというふうに思っています。

やはり同時に、過去の事件の検証という点では、専門委員会が社会保障審議会の下につくられてはいるんですけれども、個人情報にかかる問題などについては情報の収集が困難だというような声

もお聞きをしております。体制も十分とは言えないと、いうふうに聞いております。やはり過去の事件の検証をしつかり進めしていく上でも、第三者機関を設置するなどの体制の整備が必要ではないか

と思います。

○衆議院議員(やまぎわ大志郎君)

これは委員御指摘のとおりだと思います。本当に痛ましい事件

が続く中で、私たちもそういう問題意識を持つて、不登校の原因がネグレクトと疑われる場合は適切に確認されなければならないというふうに思っています。

○衆議院議員(高井美穂君) 御指摘のとおり、児童虐待の問題をやはり解決するためには子供を保護するということは一番でございますが、虐待をした保護者自身の養育態度、生活態度を変えて再発防止を図るということが何よりも重要だと思つております。

○衆議院議員(伊藤涉君) 改正案によつて創設さ

れる臨検につきましては、司法、警察にもかかわ

る全く新たな制度であることから、関係省庁間で

十分協議を行いましてマニユアルを作成すると

ともに、関係者に周知徹底を行い、円滑な事務遂行

ができる体制を構築することが重要であると認

識をしております。

また、児童虐待に關係する機関である病院、保

育所、学校などについては、現在、それぞれの分

野ごとに関係団体や教育委員会などにおいて児童

虐待に関する理解を深めるための研修が実施をさ

れており、今後より一層の充実を図ることが必要だと考えております。

さらに、各地域において分野横断的に関係機関

方、御指摘のとおり、地方公共団体においてはまだ死亡事例の多くについてこの検証作業が行われていないという状況にございまして、今回の改正においては検証作業の責務を規定することに当たっては、情報収集や守秘義務の観点などから、各自治体の児童福祉審議会において第三者によつてこれが行われることが適當だと考えております。

なお、地方公共団体において検証作業を行うに当たっては、情報収集や守秘義務の観点などから、各自治体の児童福祉審議会において第三者によつてこれが行われることが適當だと考えております。

○小池晃君 ありがとうございます。

児童虐待の相談件数については非常に増加して

いるわけですから、水山の一角であると同時に、ほとんど児童相談所がかかわっていないケーブスがあるというふうに言われております。

予算については超党派でという御意見は正にそのとおりだと思います。我々も是非そういう立場で要求をしていきたいというふうに思つております。

○小池晃君 本改正で、虐待が疑われるときに児童相談所の職員等が安全確認、臨検又は搜索、この規定が設けられて、一方で、虐待を行つた保護者に対する、都道府県知事の勧告に従わなければ、保護者に対する、都道府県知事の勧告に従わなければ、虐待が疑われるときに児童相談所の職員のみが、大変なことはその虐待を行つた保護者に対するケアをどう進めていくのかということだと思います。

本改正十三条では、施設入所等の措置を解除しようとする際には保護者に対する指導の効果等を勘案するとされておりますが、ここで言う指導とはいうふうにしておりません。やはり過去の事件の検証をしつかり進めしていく上でも、第三者機関を設置するなどの体制の整備が必要ではないか

と思います。

○衆議院議員(伊藤涉君) 改正案によつて創設さ

れる臨検につきましては、司法、警察にもかかわる全く新たな制度であることから、関係省庁間で十分協議を行いましてマニユアルを作成するとともに、関係者に周知徹底を行い、円滑な事務遂行ができる体制を構築することが重要であると認識をしております。

また、児童虐待に關係する機関である病院、保

育所、学校などについては、現在、それぞれの分

野ごとに関係団体や教育委員会などにおいて児童

虐待に関する理解を深めるための研修が実施をさ

れており、今後より一層の充実を図ることが必要だと考えております。

さらに、各地域において分野横断的に関係機関

しなくてはならないというふうに思います。

しかしながら、過去、保護者に対するアセスメントが十分でなく、安易に施設入所の措置解除が行われて死亡につながった事例がござりますので、今回の法改正では施設入所等の措置を解除し、保護者指導やその効果についてのアセスメントの実施を求めるとしたところでござります。

○小池晃君 ありがとうございます。

児童虐待の相談件数については非常に増加して

いるわけですから、水山の一角であると同時に、ほとんどの児童相談所がかかわっていないケーブスがあるというふうに言われております。

予算については超党派でという御意見は正にそのとおりだと思います。我々も是非そういう立場で要求をしていきたいというふうに思つております。

○小池晃君 本改正で、虐待が疑われるときに児童相談所の職員等が安全確認、臨検又は搜索、この規定が設けられて、一方で、虐待を行つた保護者に対する、都道府県知事の勧告に従わなければ、保護者に対する、都道府県知事の勧告に従わなければ、虐待が疑われるときに児童相談所の職員のみが、大変なことはその虐待を行つた保護者に対するケアをどう進めていくのかということだと思います。

本改正十三条では、施設入所等の措置を解除しようとする際には保護者に対する指導の効果等を勘案するとされておりますが、ここで言う指導とはいうふうにしておりません。やはり過去の事件の検証をしつかり進めしていく上でも、第三者機関を設置するなどの体制の整備が必要ではないか

と思います。

○衆議院議員(伊藤涉君) 改正案によつて創設さ

れる臨検につきましては、司法、警察にもかかわる全く新たな制度であることから、関係省庁間で十分協議を行いましてマニユアルを作成するとともに、関係者に周知徹底を行い、円滑な事務遂行ができる体制を構築することが重要であると認識をしております。

また、児童虐待に關係する機関である病院、保

育所、学校などについては、現在、それぞれの分

野ごとに関係団体や教育委員会などにおいて児童

虐待に関する理解を深めるための研修が実施をさ

れており、今後より一層の充実を図ることが必要だと考えております。

さらに、各地域において分野横断的に関係機関

このような認識の下に、国におきましては、平成十六年より、社会保障審議会児童部会の下に外部の第三者から成る児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会、これを設置いたしまして、児童虐待による死亡事例等の分析、検証及び二回にわたる報告書の作成を行つてまいりました。一

このような認識の下に、国におきましては、平成十六年より、社会保障審議会児童部会の下に外

部の第三者から成る児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会、これを設置いたしまして、児童虐待による死亡事例等の分析、検証及び二回にわたる報告書の作成を行つてまいりました。一

このように、国におきましては、平成十六年より、社会保障審議会児童部会の下に外

部の第三者から成る児童虐待等要保護事例の検証に関する専

の連携を強化をしてしまして、早期発見、早期対応を図つていくことも重要でございます。現在、要保護児童対策地域協議会においては、研修、事例研究などが進められておりますが、こうした取組を進めることも有効であると考えております。

いずれにしましても、児童虐待対応を効果的に実施するために、児童福祉分野にとどまらず、関係分野が一体となって取り組んでいくことを必要と考えておりますし、我々としてもその後押しをしていきたいと、そのように考えております。

○小池晃君 ありがとうございました。

最後の質問ですが、日本子ども虐待防止学会なども、やっぱりこの問題については社会全体の仕組み、家庭の在り方、それ自身にまで踏み込んだ検討が必要だと提言をされております。その点で言いますと、〇六年の国民生活白書では、ゼロ歳児を持つ共働きの夫婦では、妻の育児時間四・二時間に対して夫は〇・七時間、家事時間は妻三・四時間に対して夫は〇・一時間というふうになっている。さらに、共働きの世帯において妻が育児を行う理由は、六二・三%が夫が忙しいからと。私、びっくりしたのは、週に六十時間以上働く男性の割合というのは、実は独身者とか子供のない既婚者よりも、子供を持っている既婚者の方が割合が高いんですね。これはびっくりいたしました。

やっぱり多くの家庭で母親に全部家事が集中して、父親はいつもいないと、長時間労働だと。やっぱりこういう働き方というのが底辺にあってこの虐待の問題も起こっているわけですから、こういう働き方を変えていく社会づくりが求められています。と思うんですが、提出者の御見解をお聞かせください。

○衆議院議員(石井郁子君) 委員御指摘のとおりでございまして、本当に社会全体の在り方として考えなければ、やっぱり虐待の問題、本当に根本的に解決につながらないと思います。ただ、今の御質問は、しかしこの法には直接どうこうということではないと思いますし、法改正に当たって超

いろいろな法整備の影響もあつたこともありますけれども、ますます今日、そういう虐待を生み出すような家庭環境というか、そういう基盤というものがあるんじゃないかという点には目を向けていかないと、本当にこの虐待問題、子供たちのこういう深刻な虐待をなくすことにならないというふうに思います。

私も女性で共働きしてきましたから、本当に日々のやつぱり共働きというのはいかに母親に子育てが集中するかということがありますし、もっともっと父親が子育てに参加する社会、そのためにも労働時間の短縮ですね、そういうことが本当に進まないといけないし、先ほども、虐待を受けている家庭の状況では一人親とか経済的困難というのがあると、それがもう大きな要因を占めているということもデータとしても出されておりますし、ですから、そういう経済的な困難、福祉的な問題、そしてまた育児の困難ということに対しても、やっぱり社会的な支援、政治の支援ということがこれからますます必要ではないかというふうに私は考えているところでございます。

以上です。  
○小池晃君 ありがとうございました。

○福島みづほ君 社民党的福島みづほです。

提案者の皆さんは本当に児童虐待について取り組まれ、改正法を超党派で作り上げられたことに私も心から感謝と敬意を表したいと思います。どううもありがとうございます。一緒に頑張りましょ

うという感じですが。改正法案で想定している、警察の支援を受けた立入調査はどの範囲までかということについて、今まで質問は出でております。これは、従来同様、児童相談所職員への同行、保護者への説得、児童相談所職員による児童相談所の一時保護は誤りだと父親が話すなどの加害が想定される際の住居への入り、警察署で待機といった範囲なのか、それとも、地方自治体から要望があるように、迅速な家への入りの際の解錠、錠を解くという、警察署や警察官の判断で立入調査まで含まれるのか、いかがでしょうか。

○衆議院議員(やまざわ大志郎君) 今御指摘いたいたのは、これは二つに分けるべきものだろうと思つております。

現行法における立入調査といつものは、改正しようとしている中でもそのまま盛り込まれている理念でございますから、同じでございます。

それに加えまして、臨検、捜索というものが今回あつたわけでございます。これは、現行法で認められている立入調査が拒否されて、かつその後の都道府県知事からの出頭要求にも応じない場合において、児童虐待の疑いがあるときに裁判官の許可状を改めていただいて、その上で、解錠などが一番代表的でしようけれども、措置を行う立ち入り、児童の捜索を可能とするものでありまして、この臨検、捜索の実施主体は都道府県知事、具体的には児童相談所の職員でありまして、警察署長や警察官の判断で行われるものでは決してございません。警察署長や警察官は都道府県知事からの求めに応じて、臨検、捜索を実施する児童相談所の職員等に同行して、その他の必要な援助をするところ、このように決めているところであります。

○福島みづほ君 この委員会の中でも不登校とネグレクトの区分けは可能かといふ質問が出ておりまして、私も、不登校の子供を抱える方たちからも是非きちんと聞いてほしいという連絡を受けました。

不登校の相談については、本人や家族から相談を受けてから動くのか、それとも児童相談所がネグレクトと判断した場合に動くのか。これは五月十五日に東京都を相手取った裁判で、就学義務違反によるネグレクト、過剰医療による、精神的虐待による児童相談所の一時保護は誤りだと父親が訴えたようなケースも出てきております。

この裁判では、児童相談所において保護者、子供本人との面接、それから家庭環境、家族の状況等の調査、

例えば、いきなり児童相談所職員が家庭を訪れるよりも、スクールソーシャルワーカー派遣などを通じて親の警戒心を解くとか、いろんな工夫が必要だと思いますが、この点についてどうでしようか。

○衆議院議員(高井美穂君) 御指摘のとおり、長期にわたり子供が登校しない場合、児童相談所は保護者、子供本人から相談があつた段階で対応を開始することが一般的であるというふうに思つてはおります。

こうした場合において不登校相談として対応することになりますけれども、一見この不登校に見える場合であつても、家に閉じ込め、子供の健康への配慮を怠つている場合などはネグレクト等の児童虐待に該当し得ることでありますので、学校等からの通告によつて児童虐待として対応する場合もあるとは認識をしておりますが、先ほど小池委員の質問にもありましたとおり、やはり不登校であるという単にその理由だけで簡単に、やはり直ちにネグレクトというふうに該当するようにはならないというふうに認識をしております。

○福島みづほ君 離婚の相談などで弁護士として行くと、例えばたまたまそのお子さんが不登校だつたりすると、学校に行かせようとして例えばちょっと争うとか口論になつたりとか、やっぱり実態としてはいろんなことが起こり得ると。そうすると、やっぱり親も必死だし、子供の言い分ももちろんあるわけで、問題がかかるからこそいるんじゃないことが起きるわけで、これがネグレクトや虐待といふふうにストレートになると、やはりちょっとそれは違うんだと、監禁したと言われるけど、そうではなくて、違うんだというのもあると思うんですね。

○衆議院議員(高井美穂君) おっしゃるとおり様々な複雑な事例があると思いますが、不登校かこのネグレクトに当たる登校禁止かの判断に関しては、児童相談所において保護者、子供本人との

学校関係者への聞き取りなど総合的に判断するものであると思います。

この判断の重要なポイントとしては、繰り返し申し上げますけれども、子供の意思でありまして、子供の意思に反して登校させないことが明らかになればネグレクトに該当するということでござい

ますので、慎重にやはりケースをきちんと見なが  
ら対応したいというふうに思つております。  
**○福島みずほ君** 児童相談所運営指針、平成十三  
年版では、現場の運用は、あくまで登校していな  
い児童本人又はその保護者からの相談に基づき援  
助活動を開始することを原則となっていたのが、  
この主語が消えて、不登校の相談を受け付けた場  
合は、教育機関と十分な連携を取った上で対応す  
る、

○衆議院議員(石井郁子君) 児童虐待の対応といふのは、子供の生命、身体の安全に直結することもあることから、子供の保護が最優先に行われるべきものだというふうに認識しております。こうした子供の保護を最優先にした対応というのは、保護者との峻烈な摩擦が生じる、対立関係を招くとの指摘もあるところでござりますけれども、こうした介入的アプローチに関しては、むしろ介入を契機として保護者側の変化につながる、新たな関係構築が可能になる、そういうケースも見られるという報告もあります。また、最近では、児童専従組織を設置して、対立関係が生じる調査や一時保護などの初期対応を担当させる一方で、その後のフォローについては別の担当者が対応する、そういう役割分担をしている児童相談所も増えております。

加しておられますが、いずれにしても、親子再統合に向けて児童相談所と保護者との関係が確保されるということが重要であります。個々のケースの状況や各地域の実情に応じた適切な対応が図られるべきものだと考えております。

○福島みづほ君 今日、委員会でもまた出てダ  
ブつて済みませんが、児童養護施設や児童自立支  
援施設で児童が二重虐待されないための施策につ  
いてお聞きをいたします。ここ十年間、報道され  
ただけでも、全国各地の六十八の児童養護施設な  
どで施設内虐待が行われております。  
これはどういう体制をつくるかについて是非御  
意見をお聞かせください。

○衆議院議員(やまとわ大志郎君) この児童養護施設に保護者のいない子供あるいは保護者から虐待を受けた子供が入るわけですから、そもそも社会的弱者としてどうしても逃げ場がなくてそこに入ってきた子供たちでありますから、こういった子供たちが入った、入所した施設において更に虐待を受けるなんということは、これはもう絶対にあってはいけないことだと、我々、皆さん、そういう認識は持っているところでございますが、御指摘のとおり、残念ながらこういうケース

というのはあるといふこともまた認識しております。

さい。

御指摘の点、大変重

このよつた施設内虐待の未然防止あるいは早期発見に資するため、現在でも、苦情解決窓口の設置、責任者の配置、第三者委員の設置等による苦情受付体制を整備、順次しているところでござ

要だと思つております。  
施設を退所した子供たちは、言わばそこから新たな人生のスタートを切ることになるわけでござりますが、その際、進学、就職、それから住まい

いりますし、また子供がいつでも相談や意見表明ができるよう、子供の権利や子供の相談先となる児童相談所のケースワーカーの担当者を記した児童の権利ノートを子供に渡す等の取組あるいは施設が第三者者評価を受けること等によって支援の質の向上や運営の透明性を図るなどというような権利擁護が図られる体制づくりが進められてはおります。しかしながら、昨今、施設内虐待が後を絶

の確保など、自立に向かった様々な支援が必要だと  
いうふうに考えていました。子供たちが転職や結婚、  
子育てなど、人生のいろいろな場面で悩んだとき  
に相談できる場所としても、児童養護施設、自立  
援助ホームが実家として、実家というような形で  
役目を果たすことは大変重要であるというふうに  
考えておりまして、こうした施設等において相談  
支援を行う体制の充実強化が更に進めることが必

たないということを踏まえますと、このような対策では不十分といふ忍識に基づきまして、制度

要だと思っております。

策では不十分かといふ詰詰に基づいて制度的な対応も含めて施設内虐待の防止を図るための方策を更にこれは検討する必要があると認識しております。

あつたような件を盛り込んでおります。児童養護施設等に入所した児童に対する自立の支援、更なる充実を速やかに検討し必要な措置を講ずることというふうに書いており、この規定に基づきまして、退所後の継続した支援、相談支援の在り方等

向上に係る方策に関し、検討し必要な措置を講ずる規定を設けているところでありまして、今後政府において速やかに検討作業が進められることを我々としても期待しております。

○福島みずほ君 ありがとうございます。

施設を渠立った人たちのケアについてお聞きをいたします。これはどのようになされるのか。虐待され保護された子供たちが成長し施設を離れた

も含め自立支援の充実を図られることが必要だと  
いうふうに思っております。  
○福島みづほ君 法改正で従来以上に児童相談所  
と警察が一緒に動き、一時保護することが増える  
ことが想定されます。児童相談所と親との関係の  
修復について、どのようにお考えでしょうか。  
○衆議院議員(伊藤涉君) 児童相談所と親との修  
復。

後も継続したサポートが必要なのではないか。  
児童養護施設出身者の居場所をつくる若い人た  
ちのグループ日向ぼっこが、新宿区にある自立援  
助ホーム新宿寮の一部を借りて例えはスタートを  
しました。やはり、お互いの体験を語り合う座談  
会や高卒認定試験の学習会、社会保障制度や消費  
者金融への調査などの勉強会を企画しているとい  
うこと、施設というのももちろん年齢がたてば  
巣立つていかなければならぬわけで、その継続  
したサポートなどについて御意見をお聞かせください

例えば、虐待を受けたケースでありましても、親子の分離、子供の心理的な負担を行ふ行為でございます。まして立入調査が行われた場合には、より深く心理的な外傷を受けることもあり得ると思います。こうしたことから、親子分離をした際には、子供自身のせいで親と離れて生活をすることになったわけではないこと、また親子が分かれて生活することの必要性などについて、子供の心に即して丁寧に説明することが必要であると考えております。











例の分析を行うとともに」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであつて、親権を行うに当たつては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

第八条第一項中「手段により」を削り、「行うよう努める」を「行うための措置を講ずる」に、「児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による児童相談所への送致を行うものとする」を「次に掲げる措置を採るものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項中「手段により」を削り、「行うよう努める」を「行うための措置を講ずる」に改め、同条に次の各号を加える。

（出頭要求等）

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正當な理由なく同項の規定による児童委員又は児童相談所長へ通知すること。

第八条第二項中「手段により」を削り、「行うよう努める」を「行うための措置を講ずる」に改め、同条第三項中「確認」の下に「行うための措置」を加え、「行うよう努めなければならぬ」を「行うものとする」に改め、同条の次に次の二項を加える。

（出頭要求等）

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場

合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となつた事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

第九条第一項中「携帯させなければならない」を「携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない」に改め、同条第二項中「第六十二条第五号」を「第六十二条第五号」に改め、同条の五に改め、同条の次に次の二項を加える。

（再出頭要求等）

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正當な理由なく同項の規定による児童委員又は児童相談所長へ通知すること。

第八条第二項中「手段により」を削り、「行うよう努める」を「行うための措置を講ずる」に改め、同条第三項中「確認」の下に「行うための措置」を加え、「行うよう努めなければならぬ」を「行うものとする」に改め、同条の次に次の二項を加える。

（出頭要求等）

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

（臨検、捜索等）

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われているおそれがあるときは、当該児童の安全の確認を行は又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかつたことを証する資料を提出しなければならない。

4 前項の請求があつた場合には、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は捜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は捜索をさせるものとする。

6 第一項の規定による臨検又は捜索に係る制

度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対する行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

（臨検又は捜索の夜間執行の制限）

第九条の四 前条第一項の規定による臨検又は捜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

2 日没前に開始した前条第一項の規定による臨検又は捜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

（許可状の提示）

第九条の五 第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索の許可状は、これらの処分を受けれる者に提示しなければならない。

（身分の証明）

第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（臨検又は捜索に際しての必要な処分）

第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をするに当たつて必要があるときは、銃をはずし、その他必要な処分をとができる。

（臨検等をする間の出入りの禁止）

第九条の八 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。





平成十九年六月一日印刷

平成十九年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P